第六十六条の八第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度の同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第九項前段」を「第八項前段」に改め、同項を同条第十四項とする。

第六十六条の九の二第十四項中「第四条の六第二項及び第四条の七」を「第四条の二第二項及び第四条の三」に改める。

第六十六条の九の三第一項中「この項、第三項、第四項及び第六項」を「この条」に改め、「及び次項」を削り、「第三項に」を「次項に」に、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十一項」を「第十項」に、「（第六項」を「（第五項」に、「第十項」を「第九項」に、「第六十九条及び」を「第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項の規定の」を「第三項の規定の」に改め、同項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項の規定の」を「第三項の規定の」に、「第四十二条の四第十二項」を「第四十二条の四第二十二項」に、「第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項」を「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第十一項」を「第四十二条の十二第十項」に、「第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の三第九項、第四十二条の十二の四第九項」に、「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項」を「第三項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二条第十五号」に、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に、「第十二条の規定」を「第十三条の規定」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十六条の九の四第四項第一号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第二号中「及び次項及び「。次項において「課税済金額」という。」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第六十六条の八第六項、第七項及び第十四項」を「第六十六条の八第五項、第六項及び第十二項」に、「第一項から第三項まで及び第四項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「前各項」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に、

前項	第六十六条の九の四第四項	

を

第四項	第六十六条の九の四第四項	

に、「規定する課税済金額」を「掲げる金額」に、「第十四項」を「第十二項」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項を削り、同表第六十六条の八第六項第二号の項中「第六十六条の八第五項第二号」を「第六十六条の八第七項の項を次のように改める。

第六十六条の八第六項	が前項	が第六十六条の九の四第五項において準用する前項
	第四項	同条第四項
	、前項	、同条第五項において準用する前項

第六十六条の九の四第六項の表第六十六条の八第十四項の項中「第六十六条の八第十二項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項第一号中「又は各連結事業年度（以下この号）を「（以下この項）」に、「前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「若しくは第八項又は第六十八条の九十三の二第一項、第六項若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十八条の九十三の四第七項から第九項まで」を削り、同項第二号イ中「第六十六条の八第十一項第二号イ」を「第六十六条の八第十項第二号イ」に改め、同号ロ中「配当事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「」を削り、「」という。）において」を「において」に、「、前号」を「、同号」に改め、「。次項において「間接課税済金額」という。」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第六十六条の八第六項、第七項及び第十四項」を「第六十六条の八第五項、第六項及び第十二項」に、「第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「第六項から前項まで」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第六十六条の八第五項」を「第六十六条の八第四項」に、「第十一項第二号イ」を「第十項第二号イ」に、「第六十六条の九の四第十項」を「第六十六条の九の四第九項」に、「前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に、「同条第十項第一号」を「同条第九項第一号」に、「第十四項」を「第十二項」に改め、「前二年以内の各事業年度（同条第十項第二号ロに規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）」を削り、「同条第十項第二号ロに規定する間接課税済金額」を「同条第九項第二号ロに掲げる金額」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項中「第六十六条の八第六項第一号」を「第六十六条の八第五項第一号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等（第六十八条の九十三の四第十項第一号に掲げる金額をいう。次号及び次項において同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。次号及び次項において同じ。）」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第六十六条の八第六項第二号の項中「第六十六条の八第六項第二号」を「第六十六条の八第五項第二号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第六十六条の八第七項の項を次のように改める。

第六十六条の八第六項	が前項	が第六十六条の九の四第十項において準用する前項
	第四項	同条第九項
	分割等前十年内事業年度の課税済金額	分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額
	、前項	、同条第十項において準用する前項
	前十年以内の各事業年度の課税済金額	前二年以内の各事業年度の間接配当等又は間接課税済金額

第六十六条の九の四第十二項の表第六十六条の八第十四項の項中「第六十六条の八第十二項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に、「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六十六条の八第十四項」を「第六十六条の八第十二項」に、「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とする。